

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第4号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区西片一丁目17番4号ハイツ西片102 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

日本の最低賃金は、地域別最低賃金と特定最低賃金となっています。多くの労働者に影響するのは、都道府県ごとに4つのランクに分けられた地域別最低賃金ですが、この2019年（令和元年）の改定では、最も高い東京都の時給1,013円、最低額は九州地方7県を中心とする15県の時給790円です。これでは毎日フルタイムで働いても月11万円～15万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、時間額で223円に広がった地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。地域経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制となっています。

全国労働組合総連合が行った最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。これは、都市部の高家賃と、地方で必須となる自家用車の維持費がほぼ同額となっている事によります。また若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果が出ています。これは月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後にあたります。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように指導し、適正な契約で下請け企業の労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引き上げることで中小企業に働く労働者の賃金引き上げに連動します。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小商店・零細企業の営業が改善されます。このような地域循環型経済の確立が求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金を大幅に引上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現することが強く求められています。

今回の請願にあたって、特に最低賃金を全国一律制に改めること、そのための中小企業への支援を求めることに、請願項目を特化したのは、これが、全国知事会の提言にもなり、日本弁護士会連合会の意見書にもなるような全国民の願いとなってきたことによります。憲法14条には「すべての国民は、法の下に平等であって・・・経済的に差別されない。」とあります。憲法の要請からも一刻も早い法改正を求めます。この意見書が、現在の最低賃金額が最も高い地域の議会から出されることが極めて重要であり、法改正に進むための先進的な取り組みとなると考えております。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して意見書を提出していただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を拡充すること。